

II 令和4年度税制改正大綱の概要

執筆：竹内 翼

1. はじめに

令和3年12月10日に「令和4年度税制改正大綱」が与党より公表、同24日に閣議決定され、成長と分配の好循環の実現、経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し、国際課税制度の見直し、円滑・適正な納税のための環境整備、など多方面での見直しが図られました。本稿では、改正内容の一部をご紹介します。

2. 賃上げ税制（大企業）の見直し

新規雇用者に係る措置を改組し、適用要件の対象が新規雇用者に係る給与と、継続雇用者給与等支給額の増加額へと変更され、また、税額控除の変更・拡充が行われます。

項目	改正前	改正後
新規雇用者に係る措置の改組	新規雇用者給与等支給額 \geq 新規雇用者比較給与等支給額 $\times 102\%$	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$
税額控除率への加算	教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 120\%$	① 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$ ② 教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 120\%$ 上記①②いずれも該当

・令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用される。

- ・資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上の場合は、給与引上方針等をインターネットで公表したことを経済産業大臣へ届出ている場合に限り適用があります。
- ・教育訓練費上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書への添付）をしなければならないこととされます。
- ・本改正に伴い、法人事業税（外形標準課税）付加価値割の課税標準からの控除額に所要の措置が講じられます。

3. 賃上げ税制（中小企業）の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置について以下の見直しが行われ、その適用期限が1年延長されます。

項目	改正前	改正後
税額控除率への加算	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ 及び 教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 110\%$ 等	① 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ ② 教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 110\%$ 上記①②いずれも該当

・令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用される。

4. オープンイノベーション促進税制の拡充

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について以下の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

項目	改正前	改正後
出資の対象となる特別新事業開拓事業者	設立の日以後10年未満	設立の日以後10年未満 設立の日以後15年未満 (売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社の場合)
特定株式を売却した場合等に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間	特定株式の取得の日から5年	特定株式の取得の日から3年

5. 貸付用少額資産の損金算入制度の見直し

少額資産を取得した場合における損金算入制度について、以下の制度の対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものが除外されます。

- ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度
- ・一括償却資産の損金算入制度
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

6. 法人事業税（外形標準）所得割の税率見直し

外形標準課税対象法人（資本金1億円超法人）に係る法人事業税の所得割について、軽減税率が廃止されます。

軽減税率適用法人	所得	改正前	改正後
所得割	年400万円以下	0.4%	1.0%
	年400万円超 800万円以下	0.7%	
	年800万円超	1.0%	

- ・令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ・上記税率は、標準税率です。

7. 納税環境整備

(1) 財産調書制度等の見直し

① 提出義務者の見直し（令和5年分以後適用）

その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が提出義務者に追加されます。財産の合計額が10億円以上の場合は所得基準によらずに提出義務者とされます。

② 提出期限の見直し（令和5年分以後適用）

その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とすることとされます。

(2) 電子帳簿保存法 電子取引宥恕措置の整備

令和3年度電帳法改正により、令和4年1月1日から、電子取引データを授受した場合における出力書面等の保存による代替措置が廃止されましたが、対応が困難な事業者の実情に配慮し、宥恕措置が整備されました。

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間は、電子取引データが保存要件に従って保存できなかったことにつき、やむを得ない事情がある場合には、引き続き出力書面による保存が可能とされました。

この宥恕措置の適用にあたって、納税者から税務署長への手続などは不要とされています。

8. さいごに

令和4年度税制改正大綱では、賃上げに係る税制措置をはじめとして「成長と分配の好循環」の実現に向けた改正が行われる格好となる一方、注目の1つであった金融所得課税の更なる一体化については金融所得課税のあり方を総合的に検討していくとし、検討事項とされました。

改正内容について、執筆時点で明らかな項目は早めにご検討をいただき、今後詳細が明確にされる項目については、動向に注視して頂ければと思います。